

令和5年度

# 新温泉町エネルギー価格高騰対策補助金のお知らせ

エネルギー（電気・ガス等）価格高騰の影響を受け、省エネに取り組む事業者の設備設置に係る経費の一部を支援することにより、事業継続と経営改善を応援する制度です。



## ◆制度概要◆

申請期間	令和5年8月1日(火)～12月28日(木) ※予算上限に達し次第、申請受付が終了されます。
補助対象経費	省エネに取り組む下記の設備更新に伴う経費（新設は除く。） ※ただし消費税等は除く。 ① LED証明設備 ② 高効率空調設備 ③ 冷凍冷蔵設備 
補助金額	補助対象経費 1／2 以内（下限10万円～上限50万円） ※経費の総額が20万円以上のものに限る。 ※事業完了後、実績報告書の内容を精査し、補助金額を確定し支払われます。
補助対象期間	交付決定日以降～令和6年1月31日(水) ※期限内に設備の設置を終え、それに係る支払も完了させてください。
補助対象者	町内に事業所を有する法人・個人事業主でエネルギー価格高騰の影響を受け、事業継続と経営改善を図るために省エネ設備設置の取組を行う次の①～⑤に全て該当する方 ① 補助金交付申請の日以降においても引き続き当該事業を営む意思を有するもの ② 町税を滞納していないこと ③ 政治団体並びに宗教上の組織及び団体でないこと ④ 暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと ⑤ 風俗法第2条に規定する事業を営むものでないこと
申請に必要なもの	<b>必ず事業着手前に申請をお願いします。</b> ① エネルギー価格高騰対策補助金交付申請書（様式第1号） ② 事業計画書（様式第2号） ③ 誓約書（様式第3号） ④ 申請する事業所の所在地及び事業内容が確認できる書類の写し（個人：確定申告書、法人：法人町民税申告書 等） ⑤ 町税の滞納がないことが確認できる書類（納税証明書） ⑥ 経費の内容が分かる見積書の写し

【裏面 対象設備と問い合わせ・提出先を掲載していますのでご確認ください】

## ◆対象設備◆

LED照明設備	<ol style="list-style-type: none"><li>既存の蛍光灯式、水銀灯式、または白熱灯式照明器具を更新するもの</li><li>固定エネルギー消費効率が85ルーメン／ワット以上であり、LEDモジュール寿命が40,000時間以上であること</li></ol>
高効率空調設備 (エアーコンディショナー) ※固定式	<ol style="list-style-type: none"><li>2017年以前に製造された既存設備を更新するもの</li><li>更新する設備は、更新する前の設備と同等の仕様のものに限る</li><li>省エネ基準（トップランナー基準）を達成※1するものまたはメーカーが発行するカタログ等で消費電力が既存設備と比較し、15%以上の省エネ改善効果が確認できるもの</li></ol>
冷凍冷蔵設備	<p>業務用冷蔵庫等（冷蔵庫、冷凍庫、ショーケース、チェストフリーザー、ストッカー、プレハブ冷蔵庫・冷凍庫）</p> <ol style="list-style-type: none"><li>2017年以前に製造された既存設備を更新するもの</li><li>更新する設備は、更新する前の設備と同等の仕様のものに限る</li><li>省エネ基準（トップランナー基準）を達成※1するものまたはメーカーが発行するカタログ等で消費電力が既存設備と比較し、15%以上の省エネ改善効果が確認できるもの</li></ol>

※1 省エネ法に基づいて定められた令和5年7月1日時点で有効の省エネ性能の目標基準の達成率100%以上を達成するもの。

## ◆問い合わせ先◆

- 補助金に関すること  
新温泉町商工観光課 ☎(0796)82-5625
- 事業計画の作成に関すること  
新温泉町商工会 ☎(0796)82-1152

## ◆申請書提出先◆

新温泉町商工会 〒669-6702 新温泉町浜坂 2143-10

## ◆補助金ホームページ◆

新温泉町エネルギー価格高騰対策補助金

検索

※申請様式のダウンロードが行えます。



※補助金ホームページ